

事業№	事業名	国民年金費				担当部署	部名	市民環境部
							課名	市民・保険課
020							電話	52 - 7965
事業期間		開始年度	平成 17 年度	終了年度	-	予算科目	会計	一般会計
総合計画	施策の大綱	第 1 部 健康でやさしさあふれるまち					款	民生費
	政策名(章)	第 2 章 やさしさに包まれたまちづくり					項	社会福祉費
	施策名(節)	第 3 節 安心をつなぐ社会保障の充実					目	国民年金費
実施計画掲載		無		個別計画				
根拠法令・要綱等		国民年金法						

事業目的	対象	誰を・何を	20歳以上の全市民
	意図	どのような状態に	国民年金制度の正しい理解と認識を広く啓蒙し、確実な適用を図り、年金受給権の確保することにより、福祉の充実につなげる。
事業内容	手段	どのような方法で	・被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等適用に関する届 ・保険料納付について口座振替等割引制度の案内や免除・若年者納付猶予、学生特例納付の申請 ・老齢・障害・遺族基礎年金等給付に関する相談・受付 上記の関係書類を受付し、審査を行い、厚生労働大臣に報告する。

補助金事業	類型区分							
	補助内容	補助区分	算出方法(対象経費・基準単価・補助率・上限額等)					

施設管理運営事業	施設名					管理形態				
						指定管理者名				
	構造・階数					指定管理期間				
	建築年度		改修年度		類似施設状況					
	耐震の有無		延床面積		民間施設状況					
	設備・規模									

施設等整備事業	総事業費		財源内訳(千円)	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
		平成22年度	平成23年度			平成24年度		
	整備内容							

その他	特記事項等	
-----	-------	--

事業 №	20	事 務 事業名	国民年金費	担当課	市民・保険課
---------	----	------------	-------	-----	--------

指 標 名		単位	H22年度 実績	H23年度			H24年度 目標・見込
				目標・見込	実績	達成率	
成果 指標	利用者数 設定できる場合 ()	人					
	資格異動状況	人	10,269	10,000	9,868	98.7	10,000
	1号被保険者資格取得	人	3,224	3,000	3,196	106.5	3,000
活動 指標	国民年金被保険者数	人	17,072	16,000	16,394	102.5	16,000

事業費			平成22年度決算	平成23年度決算	伸率	平成24年度予算
事業費・人件費	事業コスト	直接事業費 (臨時職員人件費含む)	1,196 千円	1,077 千円	▲ 9.9	1,383 千円
		正規職員人件費相当額	8,694 千円	8,568 千円	▲ 1.4	8,568 千円
		退職手当引当金相当額	1,260 千円	1,197 千円	▲ 5.0	1,197 千円
		事業コスト計	11,150 千円	10,842 千円	▲ 2.8	11,148 千円
	財源内訳	国 県 支 出 金	11,150 千円	10,842 千円	▲ 2.8	11,148 千円
		そ の 他	千円	千円		千円
		一 般 財 源	0 千円	0 千円	-	0 千円
当該事務 従事職員数	正規職員	1.26 人	1.26 人	0.0	1.26 人	
	臨時職員	人	人		人	
	利用者1人当たりコスト	-	-			
	うち一般財源ベース分	-	-			

評価項目	点数	説 明
必 要 性	4	国民年金法に基づく法定受託事務であり、国民皆年金制度の適正な運営に欠くことのできない重要な業務である。
有 効 性	4	国民年金制度の正しい理解と認識を広く啓蒙し、確実な適用を図り、年金受給権の確保に結びつける。
達 成 度	4	適切な事務処理や十分な情報提供により、被保険者や受給権者の安定的な福祉の充実につながる。
効 率 性	4	制度のしくみや改正内容を毎月市報に掲載し、趣旨普及に努め、効率を図っている。

評価結果 (1次)	A	現行(計画)どおり事業を進めることが適当	評価結果 (2次)		
評価結果を踏まえた今後の方針(改善内容)			評価委員会のコメント		
平成24年10月から、年金確保支援法による国民年金保険料の納付の特例(後納制度)が、3年間限定で施行されることから、今後、相談業務や問い合わせが増加することが見込まれるので、適切な対応を図る。					

事業№	事務事業名	高額医療貸付事業費				担当部署	部名	市民環境部		
021							課名	市民・保険課		
							電話	52 - 7965		
事業期間	開始年度	平成 17 年度	終了年度	-		予算科目	会計	一般会計		
総合計画	施策の大綱	第 1 部 健康でやさしさあふれるまち					款	民生費		
	政策名(章)	第 2 章 やさしさに包まれたまちづくり					項	社会福祉費		
	施策名(節)	第 3 節 安心をつなぐ社会保障の充実					目	国民健康保険対策費		
	実施計画掲載	無		個別計画						
根拠法令・要綱等		国民健康保険法ほか医療保険各法、射水市高額療養費貸付要綱								
事業目的	対象 誰を・何を	医療保険各法に規定する被保険者及び組合員で本市に住所を有する者で、国民健康保険税、市民税、固定資産税及び軽自動車税を滞納していない者								
	意図 どのような状態に	高額療養費の支払いが困難な者に対し、必要な資金を貸し付けることにより、療養を確保し、生活の安定と福祉の増進を図る。								
事業内容	手段 どのような方法で	貸付を受けようとする者が、病院に高額療養費貸付制度を利用したいことを申し出て、市に高額療養費に係る診療報酬証明書兼口座振替依頼書、被保険者証等を高額療養費貸付申請書に添えて申請する。市は借受人の申請により、高額療養費の10分の9以内を直接医療機関へ支払う。借受後は、速やかに医療保険各法の高額療養費の申請を行い、高額療養費の支給を受けた日から10日以内に納入通知書により貸付金を一括償還する。								
補助金事業	類型区分									
	補助内容	補助区分	算出方法(対象経費・基準単価・補助率・上限額等)							
施設管理運営事業	施設名					管理形態				
						指定管理者名				
	構造・階数					指定管理期間				
	建築年度		改修年度		類似施設状況					
	耐震の有無		延床面積		民間施設状況					
	設備・規模									
施設等整備事業	総事業費			財源内訳(千円)	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
		平成22年度		平成23年度		平成24年度				
	整備内容									
その他	特記事項等	平成24年4月1日から限度額適用認定証が、従来の入院に加えて外来にも使用できるようになったことから、高額療養費貸付制度を利用する人はさらに減少すると見込まれる。								

事業 №	21	事 務 事業名	高額医療貸付事業費	担当課	市民・保険課
---------	----	------------	-----------	-----	--------

指 標 名		単位	H22年度 実績	H23年度			H24年度 目標・見込
				目標・見込	実績	達成率	
成果 指標	利用者数 設定できる場合 ()	人					
	高額療養費貸付件数	件	18	20	51	255.0	40
	高額療養費貸付金額	円	2,423,000	3,000,000	5,489,000	183.0	6,000,000
活動 指標	高額療養費窓口申請件数	件	2,267	2,000	2,220	111.0	2,000

事業費			平成22年度決算	平成23年度決算	伸率	平成24年度予算
事業費・人件費	事業コスト	直接事業費 (臨時職員人件費含む)	2,423 千円	5,489 千円	126.5	6,000 千円
		正規職員人件費相当額	276 千円	340 千円	23.2	204 千円
		退職手当引当金相当額	40 千円	48 千円	18.8	29 千円
		事業コスト計	2,739 千円	5,877 千円	114.5	6,233 千円
	財源内訳	国 県 支 出 金	千円	千円		千円
		そ の 他	2,423 千円	5,489 千円	126.5	6,000 千円
		一 般 財 源	316 千円	388 千円	22.6	233 千円
当 該 事 務 従 事 職 員 数		正 規 職 員	0.04 人	0.05 人	25.0	0.03 人
		臨 時 職 員	人	人		人
利 用 者 1 人 当 た り コ ス ト		-	-			
うち一般財源ベース分		-	-			

評価項目	点数	説 明
必 要 性	3	高額療養費の請求から払い戻しまで3～4ヶ月程度かかることから、医療費の支払いに当てる資金を貸し付けることは、生活の安定と福祉の増進を図る上で必要である。
有 効 性	4	高額な医療費の支払が困難な人に、無利子の貸付は有効な事業である。
達 成 度	4	近年の経済状況や医療技術の高度化により経済的負担を軽減することで、安心して十分な治療を受けることができるため、療養の確保に重要な役割を果たしている。
効 率 性	4	高額療養費申請と同時に高額療養費貸付申請を受け付けることで、効率性を図っている。今後は、限度額適用認定証の適用範囲の拡大により、高額療養費貸付申請の更なる減少が見込まれる。

評価結果 (1次)	A	現行(計画)どおり事業を進めることが適当	評価結果 (2次)		
評価結果を踏まえた今後の方針(改善内容)			評価委員会のコメント		
平成24年4月1日から、限度額適用認定証が従来の入院に加えて、外来においても使用できるようになったことから、高額療養費貸付制度を利用する人はさらに減少すると見込まれるが、当面の間は制度を継続する必要がある。					